

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和4年10月13日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の音声機能・言語機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分を不服として、3級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

身体障害者手帳の4級の理由は何故。

3級への変更を求める。

（左右の脳のCT写真を貼付し）言語が障害あります。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 1 月 1 5 日	諮問
令和 5 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 8 4 回第 4 部会）
令和 6 年 1 月 2 3 日	審議（第 8 5 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 1 5 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、同条 1 項の申請に基づいて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法別表は、三の「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」において、「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失」（1号）及び「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの」（2号）と定めている。

- (2) 身体障害者福祉法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を定め、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害については 3 級及び 4 級の障害の級別（障害等級）が定められている。

- (3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 1 2 年東京都規則第 2 1 5 号）を制定するとともに、同規則 5 条の規定により「東京都身体障害認定基準」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付 1 1 福心福調第 1 4 6 8 号。以下「認定基準」という。）を定めている。

そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の

障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (4) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基にして、客観的に判断を行うべきものである。

したがって、診断書の記載内容を基にした処分庁の判断に違法・不当な点がなければ、本件処分を取り消し又は変更することはできない。

2 本件処分について

以下、本件診断書の記載内容（別紙1参照）を前提として、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 請求人の機能障害

本件診断書によれば、障害名が「失語症」とされ（別紙1・I・①）、総合所見として「ウェルニッケ失語を認める」と診断されていること（同・⑤）を踏まえると、請求人の障害は、音声機能・言語機能障害と判断するのが妥当である。

(2) 本件障害の程度

等級表が定めている聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能に係る障害等級のうち、本件障害に係る音声機能、言語機能又はそしゃく機能に係る部分を抜粋すると、以下の表のとおりである。

級別	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

そして、等級表解説は、3級は、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したもの、4級は、音声又は

言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものとしている（別紙２・第２・２）。

また、等級表解説は、その他の留意事項として、意思疎通困難の程度については、音声又は言語の障害の基準は、意思を疎通することが困難な度合によるが、具体的に「喪失」とは、発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない場合、又は手話、筆談等でしか意思の疎通が図れない場合を言い、また、「著しい障害」とは、肉親との会話は可能であるが、他人には通じない場合を言い、日常の会話が可能であれば、不明瞭で不便がある場合でも、障害とは認められないとしている（同・４・(5)）。

(3) 本件障害の検討

本件診断書によれば、請求人は、令和４年（２０２２年）２月２１日の起床時より失語と右片麻痺を認め、前医で受診し、左MCA領域の梗塞とM2閉塞を認めた。保存加療後、片麻痺と失語の症状のリハビリテーション目的で３月から７月まで入院し、リハビリテーションを継続した。同年８月３０日に障害固定又は障害確定（推定）と記載されている（別紙１・I・④）。

そして、本件回答書の記載内容からすると、請求人は、他人には通じないが、肉親との会話は可能であることが認められる。

等級表解説によると、意思疎通困難の程度について、「喪失」とは、「発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない場合」とあり（別紙２・第２・４・(5)）、障害等級３級に相当する「音声機能又は言語機能の喪失」が、「発声しても言語機能を喪失したものをいう」とあることから、肉親との会話が可能な請求人の場合、「音声機能又は言語機能の喪失」とはいえず、障害等級３級には当たらない。

請求人の意思疎通困難の程度については、肉親との会話は可能であるが、他人には通じない場合に該当すると認められ、上記(2)に照らせば、音声機能又は言語機能を「喪失」したものではなく、「著しい障害」のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものとして、障害等級４級に相当する。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当は認められない。

3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり主張しているが、障害等級の認定に係る判断は、上記1・(4)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1及び別紙2 (略)